

花巻市立地適正化計画 変更箇所一覧

該当ページ番号		変更箇所の説明
H28.6 当初計画	R2.8 変更計画	
p.89	p.89	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップを最新版（令和2年3月時点）に更新</li> <li>・「花巻駅」の位置を表示</li> <li>・凡例の変更</li> </ul>
	p.90	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水シミュレーション画像の更新（令和2年3月時点）</li> <li>・文章内容について「花巻市地域防災計画」と整合をとる形で修正</li> </ul> ※ハザードマップを拡大表示したため、1ページ増（以降p105までページ番号を調整）
p.90	p.91	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害特別警戒区域の表示</li> <li>・居住誘導区域線の更新</li> <li>・ハザードマップを最新版（令和2年3月時点）に更新</li> <li>・「バス及び鉄道圏域」の削除</li> <li>・用途地域の表示線の変更</li> <li>・「花巻駅」の位置を表示</li> <li>・各エリア吹き出しの記載修正</li> <li>・凡例の変更</li> </ul>
p.94	p.95	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップを最新版（令和2年3月時点）に更新</li> <li>・ハザードマップを拡大表示</li> <li>・「石鳥谷駅」の位置を表示</li> <li>・ハザードマップ更新に伴う文言の修正（冒頭部分に「及び北側」を追加）</li> </ul>
p.95	p.96	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害特別警戒区域の表示</li> <li>・ハザードマップを最新版（令和2年3月時点）に更新</li> <li>・「バス及び鉄道圏域」の削除</li> <li>・用途地域の表示線の変更</li> <li>・「石鳥谷駅」の位置を表示</li> <li>・凡例の変更</li> </ul>
p.98	p.99	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市機能誘導区域の更新（居住誘導区域内の土砂災害特別警戒区域の除外部分を反映）</li> </ul>
p.105	p.105	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初計画p104～p105を1ページ内に集約</li> </ul>
参考資料		
参考20～ 参考25	参考20～ 参考25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップを最新版（令和2年3月時点）に更新</li> <li>・《避難所》及び《ハザード情報》の箇所数の修正（令和2年3月時点）</li> <li>・凡例の変更</li> </ul>
参考 35,37,41,43	参考 35,37,41,43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図及び区域図に、土砂災害特別警戒区域を除外した居住誘導区域及び都市機能誘導区域を反映</li> </ul>

①

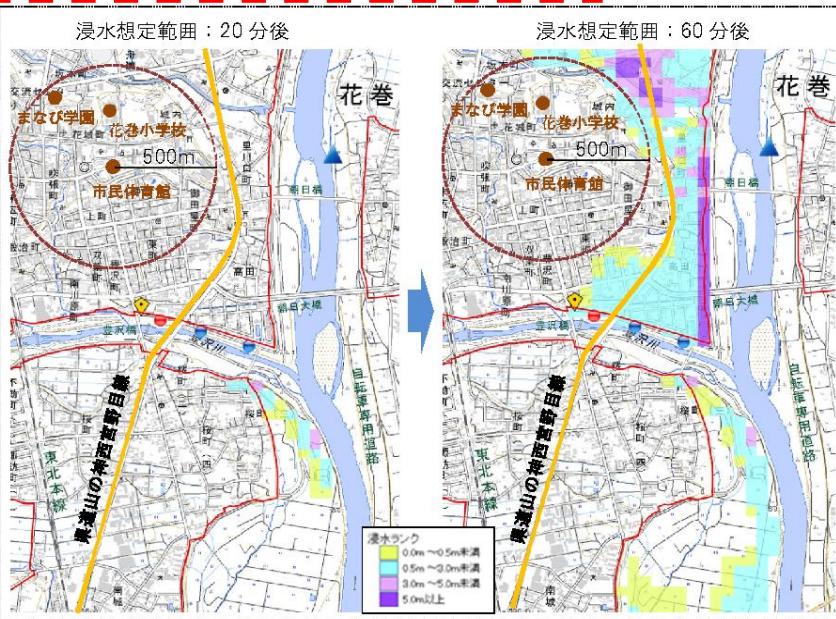
4) ハザードマップ



本地区内の四日町及び上・下小舟渡、高田周辺が浸水区域となっていますが、浸水シミュレーションによる北上川氾濫 20分後は、市街地への浸水は見られず、60分後に県道山の神西宮野目線西側市街地が浸水する結果となっています。

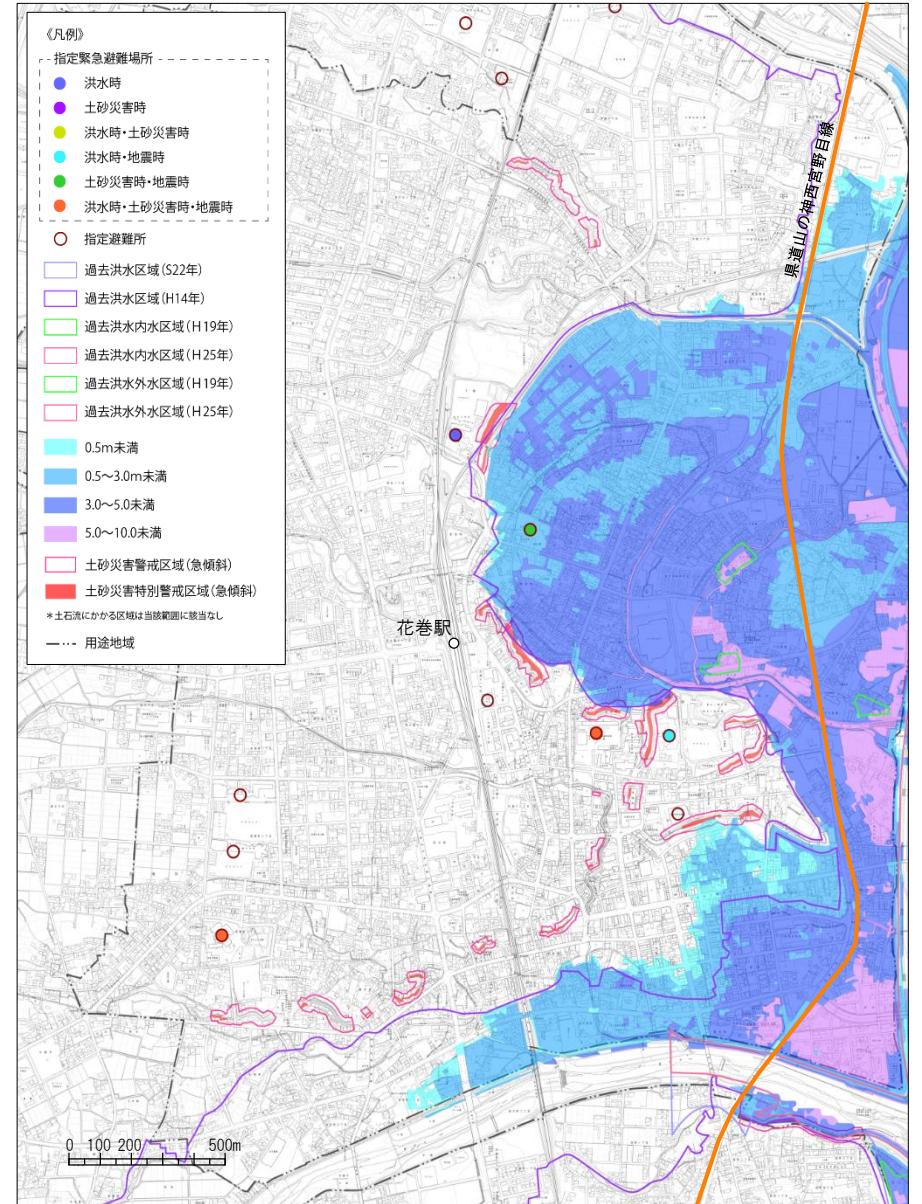
指定緊急避難場所及び指定避難所までの距離も約 500m程度であることや浸水までの避難時間が 60 分程度あることを踏まえると、指定避難所・場所まで速やかに避難が可能であると想定されます。

なお、豪雨等による浸水等のおそれがある場合は、防災ラジオやエリアメール、広報車などによる避難指示・勧告を行います。



①

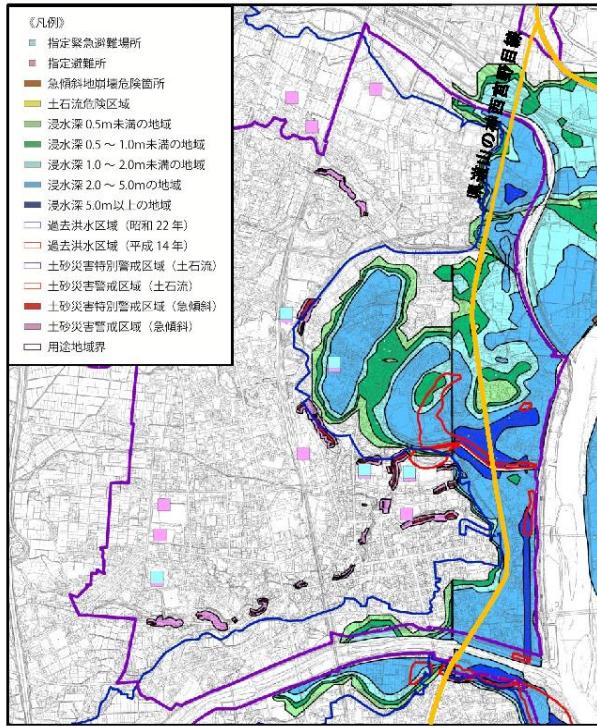
4) ハザードマップ



※上記のハザードマップは令和2年3月時点

4) ハザードマップ

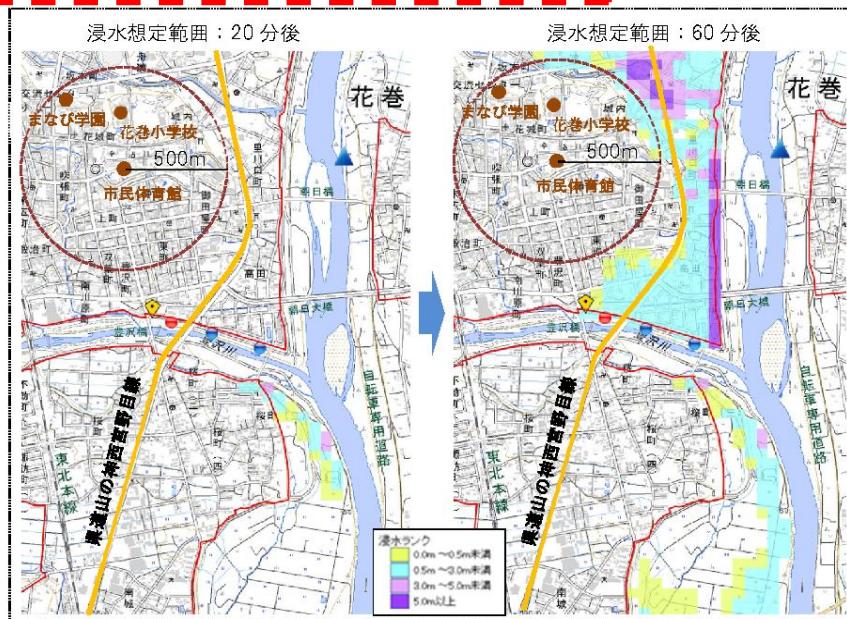
②



本地区内の四日町及び上・下小舟渡、高田周辺が浸水区域となっていますが、浸水シミュレーションによる北上川氾濫 20分後は、市街地への浸水は見られず、60分後に県道山の神西宮野目線西側市街地が浸水する結果となっています。

指定緊急避難場所及び指定避難所までの距離も約 500m程度であることや浸水までの避難時間が 60 分程度あることを踏まえ、指定避難所・場所まで速やかに避難が可能であると想定されます。

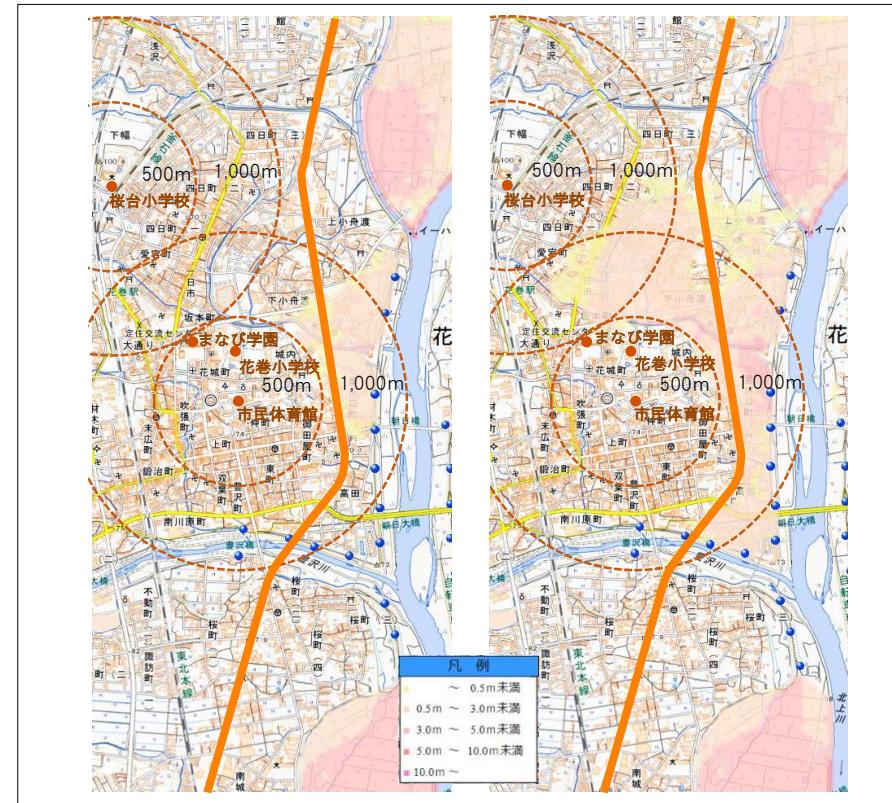
なお、豪雨等による浸水等のおそれがある場合は、防災ラジオやエアメール、広報車などによる避難指示・勧告を行います。



②

浸水想定範囲：20分後

浸水想定範囲：60分後



本地区内の四日町及び上・下小舟渡、高田周辺が浸水区域となっていますが、浸水シミュレーション (国土交通省) による北上川氾濫20分後の浸水エリアは、県道山の神西宮野目線を越流して居住誘導区域の縁辺部まで達しています。

60分後には、県道山の神西宮野目線西側市街地が浸水する結果となっています。

60分の浸水想定区域にある建物から指定緊急避難場所 (洪水時) 及び指定避難所までの避難には、氾濫から60分は要しないことを踏まえ、速やかな避難が可能であると想定されます。

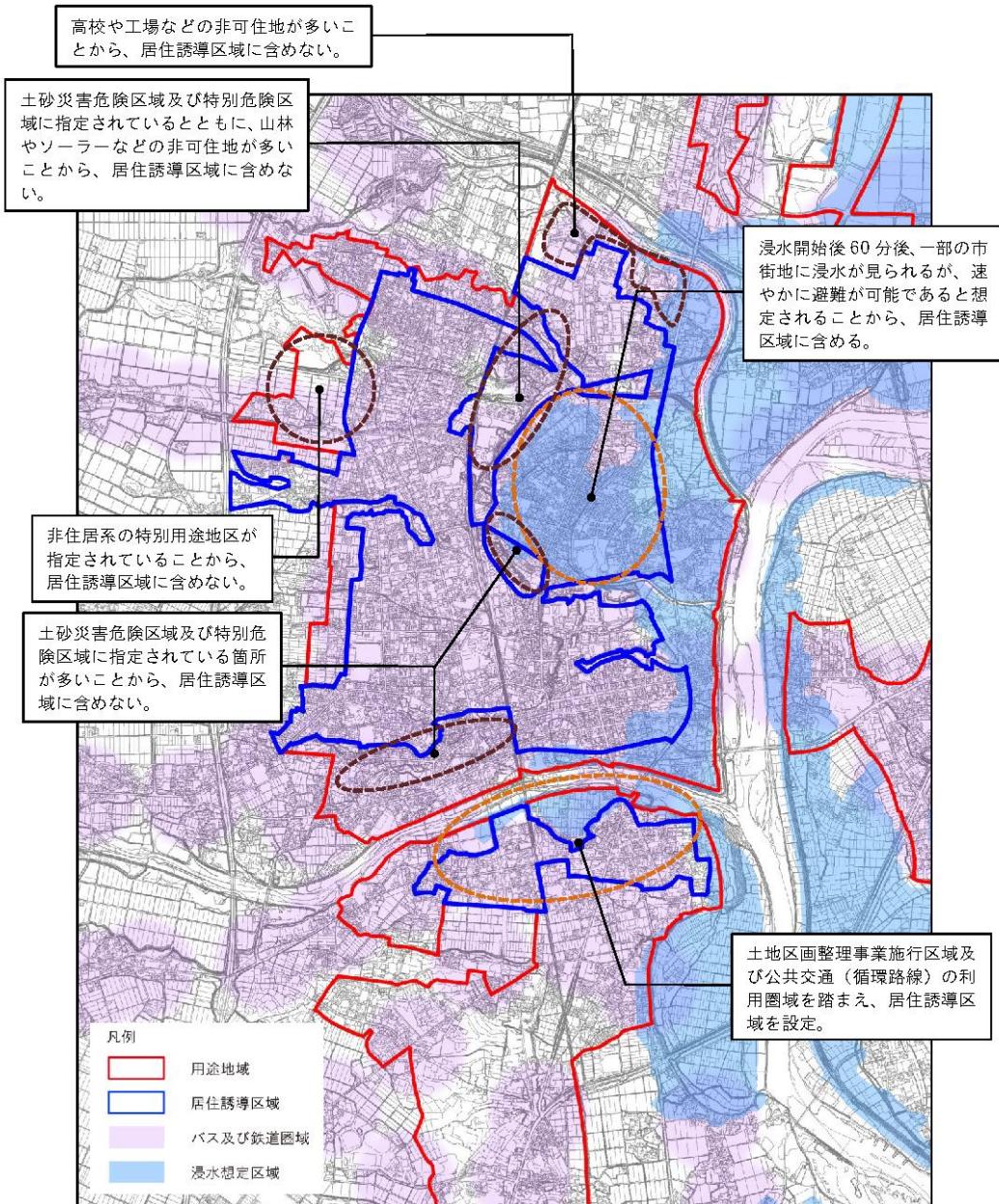
なお、豪雨等による浸水等のおそれがある場合は、北上川の水位や雨量、河川沿いのカメラ映像等の情報をリアルタイムで提供する「川の防災情報」により、住民の方々が自ら氾濫の危険性を知り、的確な避難行動が行えるよう、岩手国道河川事務所は、河川水位の状況に応じて、「氾濫危険水位到達」と「氾濫発生」の情報を緊急速報メール (エアメール) で提供します。

また、豪雨等により土砂災害が発生するおそれがある場合は、土壌にしみ込んだ雨水等の指数等に基づき、気象台は「大雨警報 (土砂災害)」、岩手県と気象台の共同で「土砂災害警戒情報」を緊急速報メール等で提供します。

市は避難情報として「警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」「警戒レベル4 避難勧告」「警戒レベル4 避難指示 (緊急)」「警戒レベル5 災害発生情報」を緊急速報メール (エアメール) の他、防災ラジオや防災行政無線、有線放送、広報車などにより周知を行います。

# □P90 (旧)

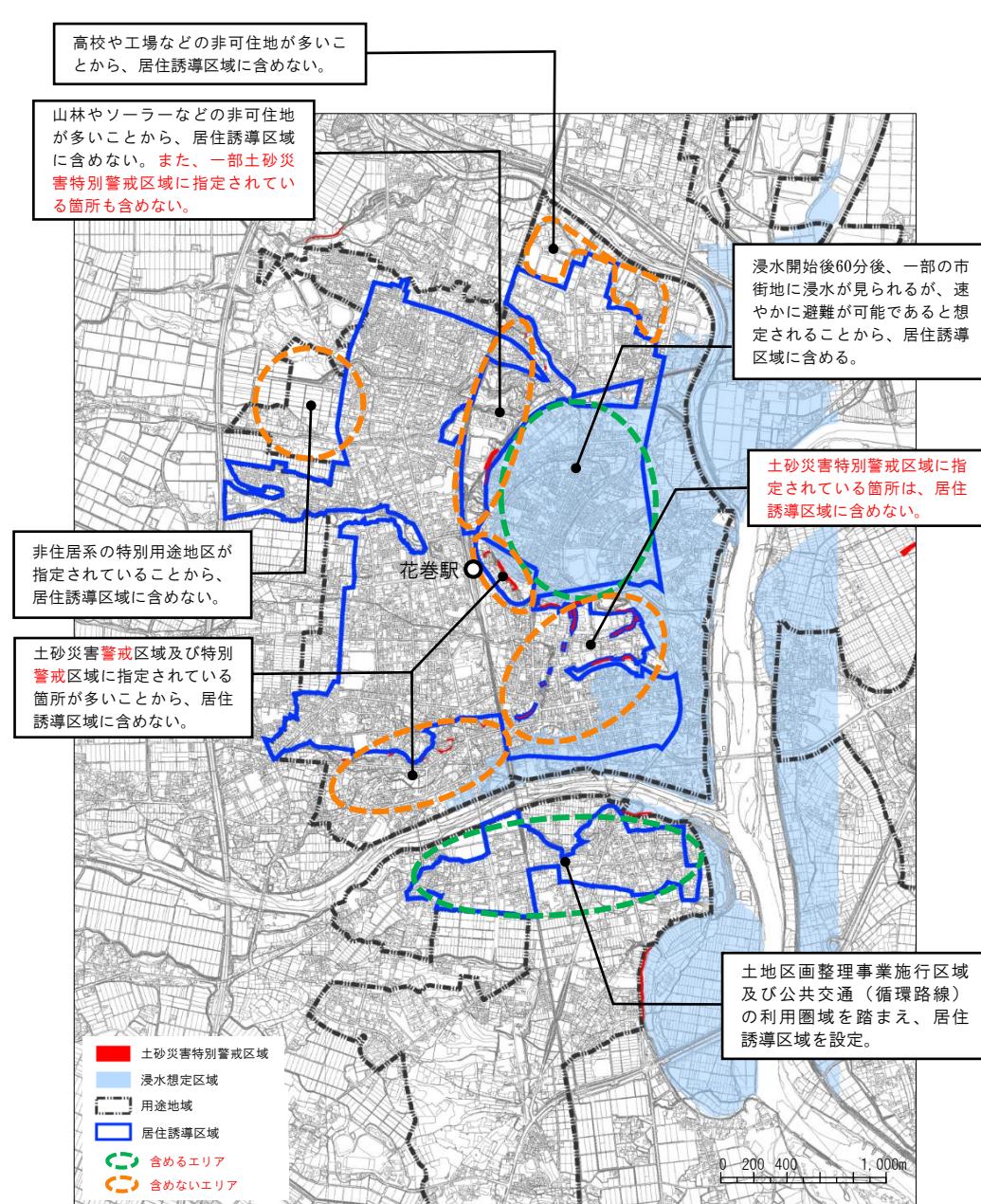
《居住誘導区域（花巻駅周辺地域）》



公共交通サービス圏域  
 鉄道：800m  
 バス：300m

# □P90 (新)

《居住誘導区域（花巻駅周辺地域）》



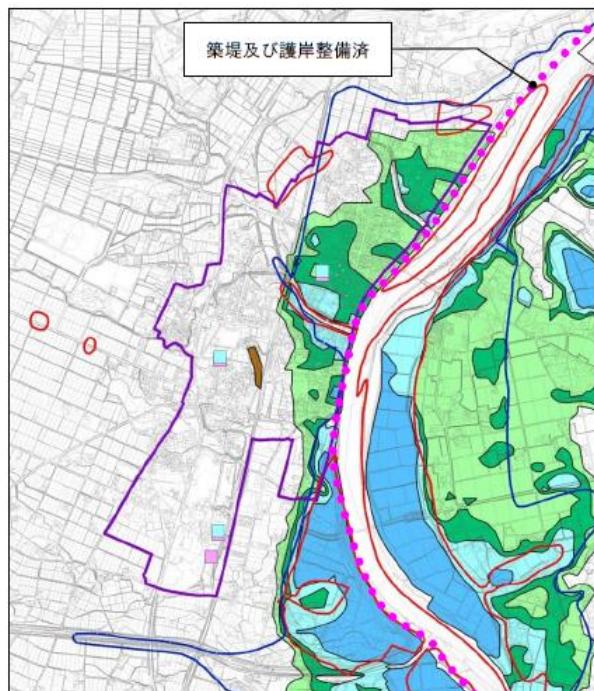
公共交通サービス圏域  
 鉄道：800m  
 バス：300m

※上記のハザードマップは令和2年3月時点  
 上記の土砂災害特別警戒区域は平成26年～平成27年に指定されたものです。

# □P94 (旧)

## 4) 石鳥谷駅周辺地域 : ハザードマップ

石鳥谷駅東側の市街地の一部が浸水想定エリアに含まれており、平成14年及び19年に北上川の洪水氾濫による浸水被害が起こった経緯があるものの、石鳥谷大橋上流部及び下流部には堤防が整備されており、浸水被害は少ないものと想定されます。



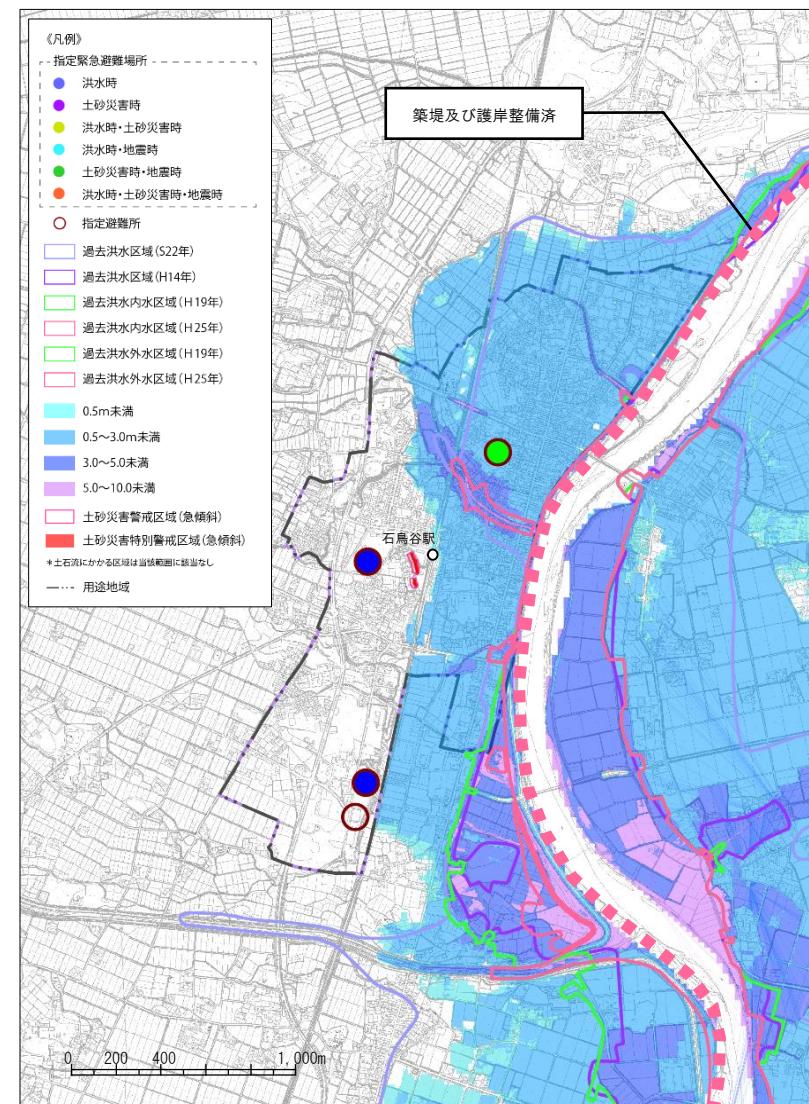
- 《凡例》
- 指定緊急避難場所
  - 指定避難所
  - 急傾斜地崩壊危険箇所
  - 土石流危険区域
  - 浸水深 0.5m未満の地域
  - 浸水深 0.5 ~ 1.0m未満の地域
  - 浸水深 1.0 ~ 2.0m未満の地域
  - 浸水深 2.0 ~ 5.0mの地域
  - 浸水深 5.0m以上の地域
  - 過去洪水区域 (昭和22年)
  - 過去洪水区域 (平成14年)
  - 土石流災害特別警戒区域 (土石流)
  - 土石流災害警戒区域 (土石流)
  - 土石流災害特別警戒区域 (急傾斜)
  - 土石流災害警戒区域 (急傾斜)
  - 用途地域界



# □P94 (新)

## 4) 石鳥谷駅周辺地域 : ハザードマップ

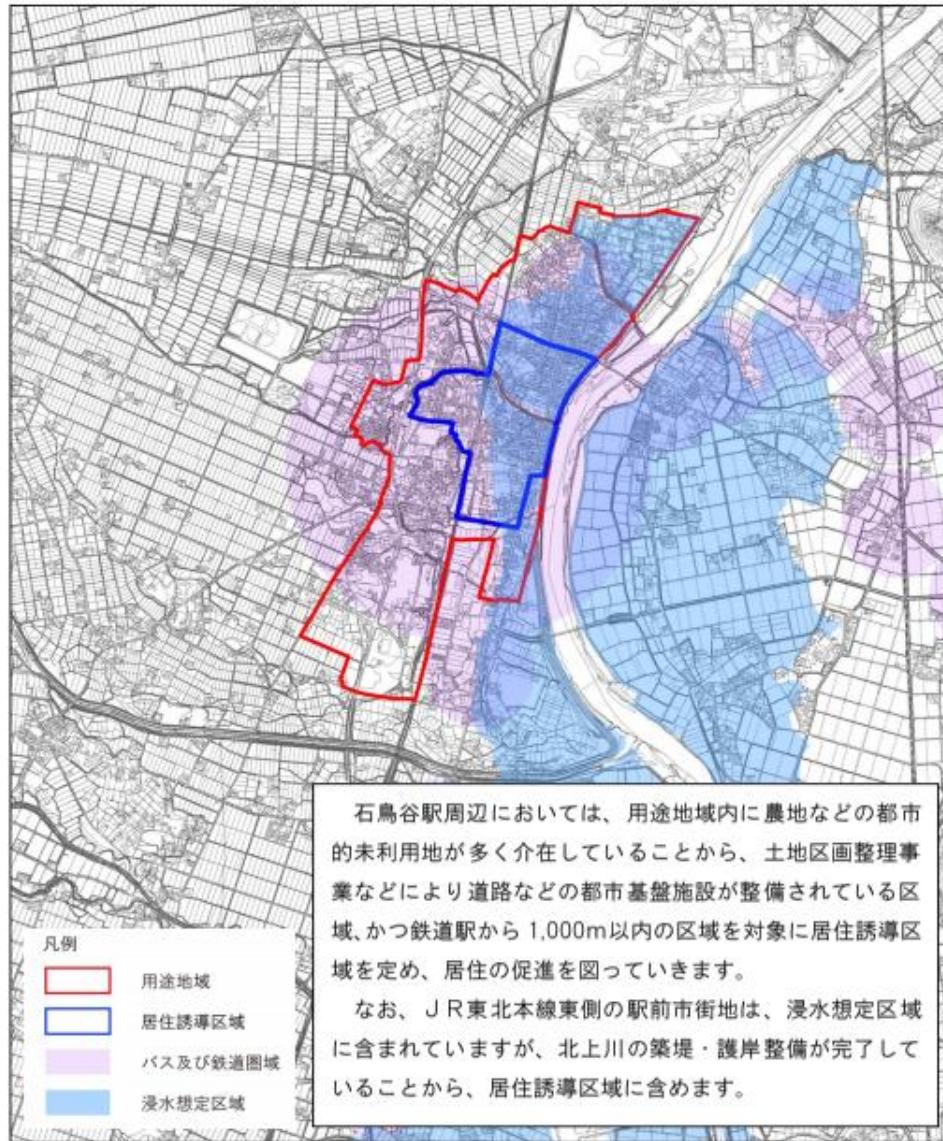
石鳥谷駅東側及び北側の市街地が浸水想定エリアに含まれており、平成14年及び19年に北上川の洪水氾濫による浸水被害が起こった経緯があるものの、石鳥谷大橋上流部及び下流部には堤防が整備されており、浸水被害は少ないものと想定されます。



※上記のハザードマップは令和2年3月時点

# □P95 (旧)

《居住誘導区域（石鳥谷駅周辺地域）》

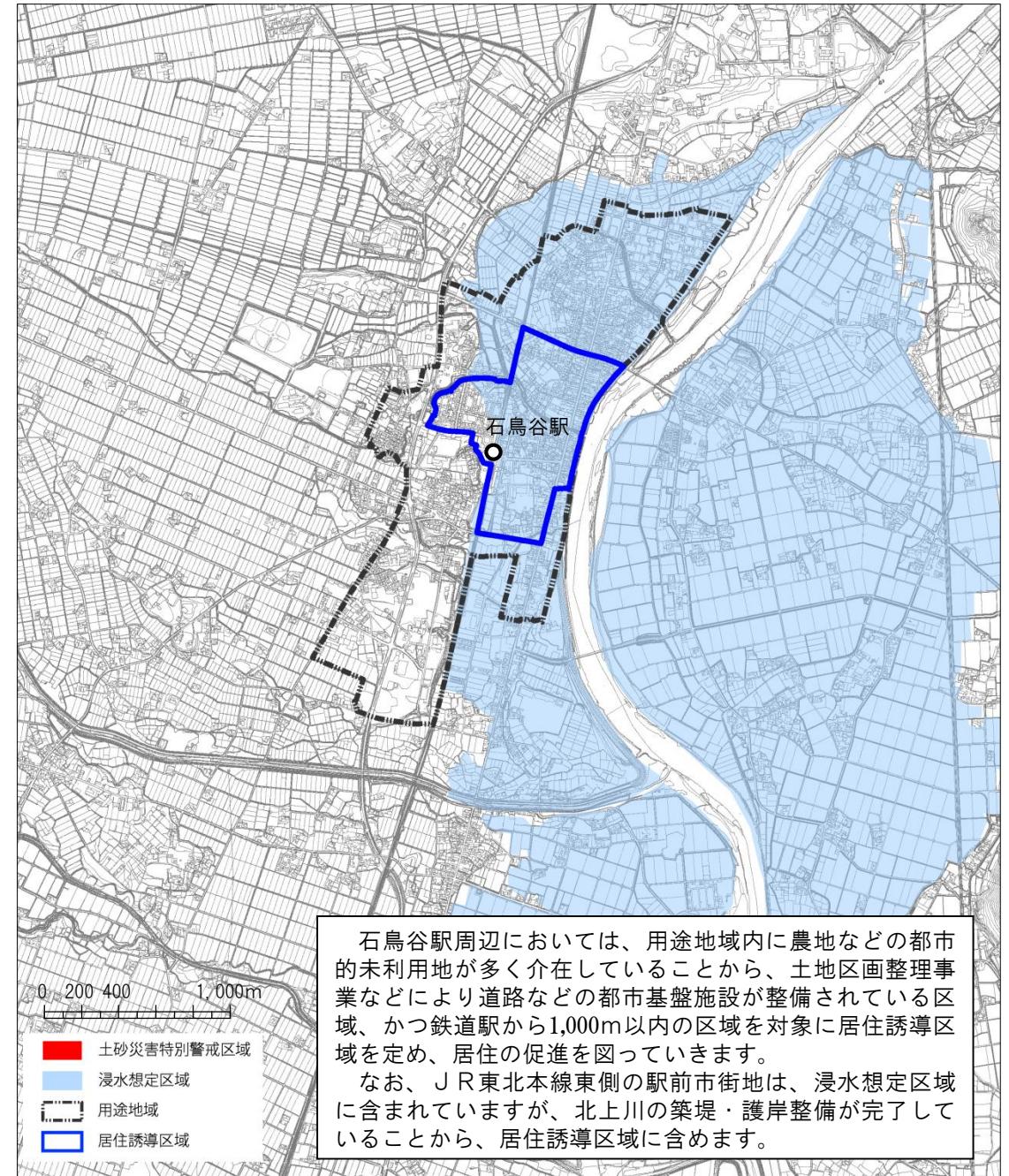


公共交通サービス圏域  
 鉄道：800m  
 バス：300m



# □P95 (新)

《居住誘導区域（石鳥谷駅周辺地域）》

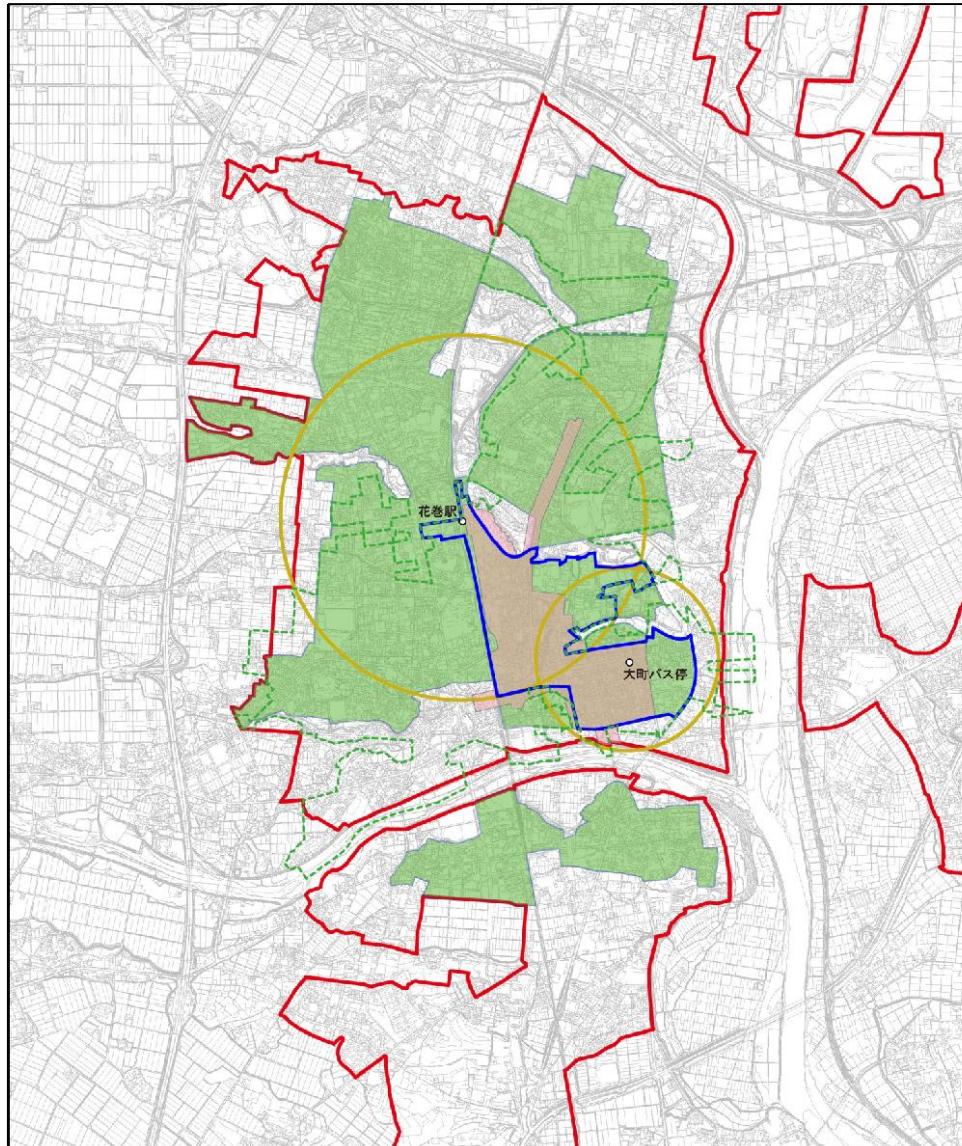


公共交通サービス圏域  
 鉄道：800m  
 バス：300m

※上記のハザードマップは令和2年3月時点  
 上記の土砂災害特別警戒区域は平成26年～平成27年に指定されたものです。

# □P98 (旧)

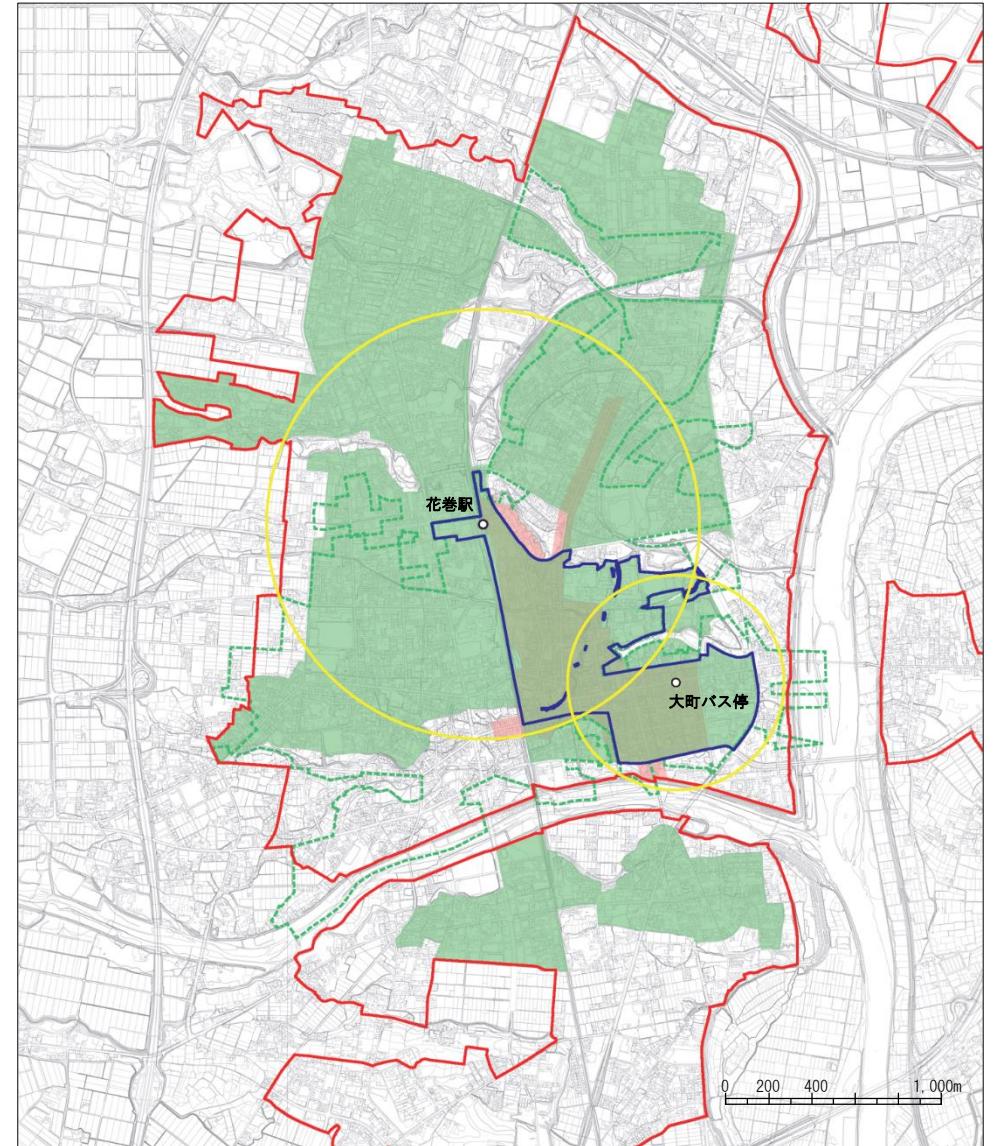
《都市機能誘導区域》



凡例	
	用途地域
	用途地域 (商業地域)
	居住誘導区域
	都市機能誘導区域
	平成22年D I D区域
	バス (500m) 及び鉄道 (1 km) 圏域

# □P98 (新)

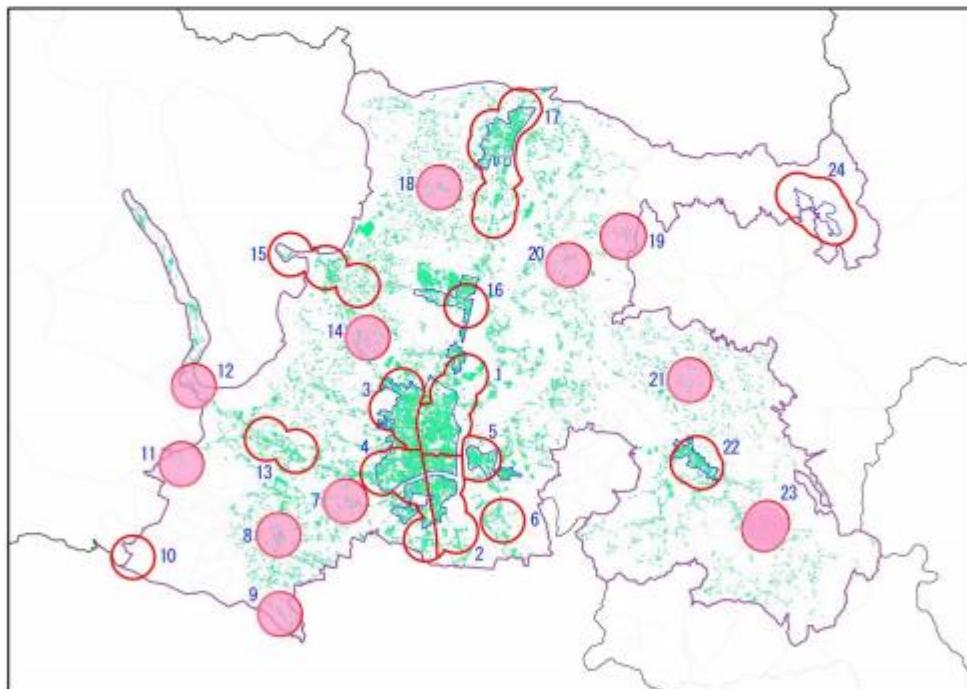
《都市機能誘導区域》



凡例	
	用途地域
	用途地域 (商業地域)
	居住誘導区域
	都市機能誘導区域
	平成22年D I D区域
	バス (500m) 及び鉄道 (1 km) 圏域

【小売店舗（スーパー等）の存在確率】 再掲

	平成27		平成47		平成27-47存在確率 (維持可能500人)
	人口	施設数	人口	想定施設数	
圏域1	9,247	8	7,411	8.0	100.0%
圏域2	6,070	6	4,740	6.0	100.0%
圏域3	9,474	3	8,385	3.0	100.0%
圏域4	8,696	8	7,032	8.0	100.0%
圏域5	2,071	2	1,618	2.0	100.0%
圏域6	726	1	545	0.7	68.3%
圏域7	562	1	446	0.4	40.0%
圏域8	613	1	468	0.4	43.2%
圏域9	401	1	312	0.2	18.5%
圏域10	25	1	19	0.7	72.6%
圏域11	92	1	72	0.4	42.2%
圏域12	466	1	244	0.0	1.4%
圏域13	1,666	2	1,239	2.0	100.0%
圏域14	574	1	422	0.3	28.4%
圏域15	1,888	3	1,442	3.0	100.0%
圏域16	1,528	1	1,190	1.0	100.0%
圏域17	6,324	9	4,971	9.0	100.0%
圏域18	426	1	329	0.2	19.0%
圏域19	212	2	151	0.2	12.5%
圏域20	356	1	265	0.1	12.5%
圏域21	221	1	162	0.1	13.7%
圏域22	1,647	3	1,186	3.0	100.0%
圏域23	479	2	312	0.1	7.2%
圏域24	2,133	9	1,397	9.0	100.0%



【商業施設の誘導の考え方】

生鮮食料品などを取り扱うスーパーなどの小規模な小売店舗については、4つの拠点である花巻地域、大迫地域、石鳥谷地域、東和地域のそれぞれの「まちなか」で、当面の間、現在の店舗数での存続・維持が可能であり、小売店舗の立地について規制しないことが適切であると考えられます。一方、広域的な商圈を有する大規模小売店については、利用圏域人口や各地区の居住人口だけでは判断できないことから、立地条件や車利用による利用実態などの一定の要件も考慮して検討する必要があります。

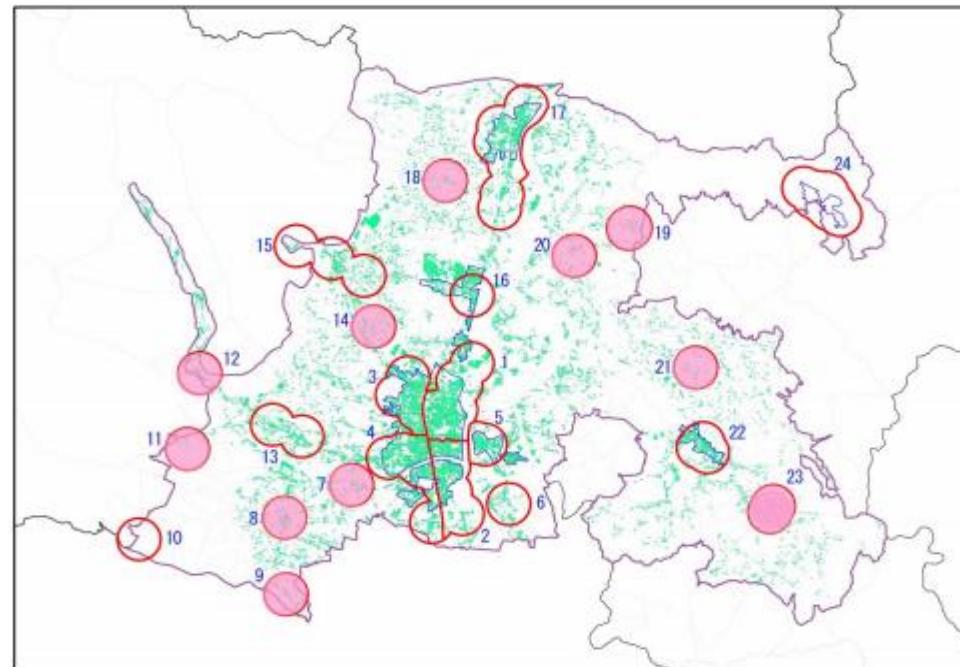
また、商業施設は、中心市街地における賑わいや活力を創出させる施設であることから、「まちなか」への誘導すべき施設として考えられるとともに、現在、4つの拠点の「まちなか」に立地していない、映画館などの不特定多数の集客施設についても誘導すべき施設と考えられます。



# □P104～105（新）

## 【小売店舗（スーパー等）の存在確率】 再掲

	平成27		平成47		平成27～47存在確率 (維持可能500人)
	人口	施設数	人口	想定施設数	
圏域1	9,247	8	7,411	8.0	100.0%
圏域2	6,070	6	4,740	6.0	100.0%
圏域3	9,474	3	8,385	3.0	100.0%
圏域4	8,696	8	7,032	8.0	100.0%
圏域5	2,071	2	1,618	2.0	100.0%
圏域6	726	1	545	0.7	68.3%
圏域7	562	1	446	0.4	40.0%
圏域8	613	1	468	0.4	43.2%
圏域9	401	1	312	0.2	18.5%
圏域10	25	1	19	0.7	72.6%
圏域11	92	1	72	0.4	42.2%
圏域12	466	1	244	0.0	1.4%
圏域13	1,666	2	1,239	2.0	100.0%
圏域14	574	1	422	0.3	28.4%
圏域15	1,888	3	1,442	3.0	100.0%
圏域16	1,528	1	1,190	1.0	100.0%
圏域17	6,324	9	4,971	9.0	100.0%
圏域18	426	1	329	0.2	19.0%
圏域19	212	2	151	0.2	12.5%
圏域20	356	1	265	0.1	12.5%
圏域21	221	1	162	0.1	13.7%
圏域22	1,647	3	1,186	3.0	100.0%
圏域23	479	2	312	0.1	7.2%
圏域24	2,133	9	1,397	9.0	100.0%



### 【商業施設の誘導の考え方】

生鮮食料品などを取り扱うスーパーなどの小規模な小売店舗については、4つの拠点である花巻地域、大迫地域、石鳥谷地域、東和地域のそれぞれの「まちなか」で、当面の間、現在の店舗数での存続・維持が可能であり、小売店舗の立地について規制しないことが適切であると考えられます。一方、広域的な商圈を有する大規模小売店については、利用圏域人口や各地区の居住人口だけでは判断できないことから、立地条件や車利用による利用実態などの一定の要件も考慮して検討する必要があります。

また、商業施設は、中心市街地における賑わいや活力を創出させる施設であることから、「まちなか」への誘導すべき施設として考えられるとともに、現在、4つの拠点の「まちなか」に立地していない、映画館などの不特定多数の集客施設についても誘導すべき施設と考えられます。